

○ 消費者安全法新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

改 正 案		現 行	
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）			
法律	事務	法律	事務
(略)	(略)	(略)	(略)
消費者安全法（平成二十一年法律第 号）	第二十三条第二項の規定により地方公共 団体が処理することとされている事務		